

貨物利用運送事業法第9条に基づく掲示

1	利用運送業許可番号	大陸登第102号
2	利用運送の種類	第一種貨物利用運送業
3	利用運送機関の種類	貨物自動車運送
4	利用運送の区域・区間	全国（北海道及び沖縄を除く）
5	業務の範囲	一般事業

貨物利用運送事業法第9条に基づく掲示

1	利用運送業許可番号	近W第154号
2	利用運送の種類	第一種貨物利用運送業
3	利用運送機関の種類	内航海運
4	利用運送の区域・区間	全国各港間
5	業務の範囲	標準内航利用運送約款第一条の規定に基づき 行う業務

貨物利用運送事業法第 27 条に基づく揭示

1	利用運送業許可番号	国政参復第 3 2 3 号	
2	利用運送の種類	第二種貨物利用運送業	
3	利用運送機関の種類	内航海運	
4	利用運送の区域・区間	全国各港間	
5	業務の範囲	標準内航利用運送約款第一条の規定に基づき行う業務	
6	貨物の集配の拠点	仕立地	仕向地
		大阪	大阪
		名古屋	名古屋
		清水	清水
		東京	東京
		仙台	仙台
		苫小牧	苫小牧
		釧路	釧路
		新門司	新門司
		敦賀	敦賀
		那覇	那覇